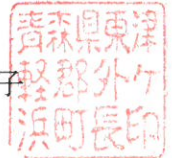




農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

外ヶ浜町長 山崎 結子



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
山本地区（山本）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 20 日

3. 地域の人と農地の現状

山本地区では、地域の中心となる経営体として認定農業者 2 名と認定農業者で農事組合法人「大平ファーム」及び「上小国ファーム」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。

また、農地について、平成 28 年度着手の経営体育成基盤整備事業により区画整理される農地を始め、農地中間管理機構を活用した農地の集積を促進している。

4. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
2 法人、2 個人

5. 4 から見た地域における中心経営体の確保状況
中心経営体はいるが十分ではない

6. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者及び農業リタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

- 山本地区の農地利用は、「2. 今後の地域の中心となる経営体」に記載の組織、個人が中心となって担っていく。
- 集落ぐるみの共同取組活動等の体制を強化し、農地及び生産活動の維持を図る。
- ほ場整備事業の実施により、作業の効率化を図るとともに、生産経費の削減や高収益作物の導入等に取り組み、収益の向上を目指す。
- 中心となる経営体への農地集積を推進し、担い手の育成・確保に取り組む。
- 他の集落や関係団体等と連携を図り、地産地消の推進など地域資源の活用を通して地域の活性化を図る。